

長野保健医療大学 ガバナンス・コード
第 2.0 版

2024 年 5 月 29 日策定

2025 年 9 月 25 日改訂

目 次

基本原則 1	私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	1
原則 1-1	建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	
実施項目 1-1①	建学の精神	
実施項目 1-1②	「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	
実施項目 1-1③	教学組織の権限と役割の明確化	
実施項目 1-1④	教職協働体制の確保	
実施項目 1-1⑤	教職員の資質向上に係る取組の基本方針・年次計画の策定及び推進	
原則 1-2	中期的な計画の策定と進捗管理	
実施項目 1-2①	中期的な計画の策定方針の明確化及び実効性のある計画の策定	
実施項目 1-2②	計画実現のための進捗管理	
基本原則 2	公共性・社会性の確保（社会貢献）	5
原則 2-1	教育研究活動の成果の社会への還元	
実施項目 2-1①	社会の要請に応える人材の育成	
実施項目 2-1②	社会貢献・地域連携の推進	
原則 2-2	多様性への対応	
実施項目 2-2①	多様性を受容する体制の充実	
実施項目 2-2②	女性の役員等への積極的な登用への配慮	
基本原則 3	安定性・継続性（学校法人運営の基本）	6
原則 3-1	理事会の構成・運営方針の明確化	
実施項目 3-1①	理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	
実施項目 3-1②	理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	
実施項目 3-1③	理事への情報提供等の充実	
原則 3-2	監査機能の強化及び監事機能の実質化	
実施項目 3-2①	監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	
実施項目 3-2②	監事、会計監査人及び監査部門等の連携	
実施項目 3-2③	監事への情報提供等の充実	
原則 3-3	評議員会の構成・運営方針の明確化	
実施項目 3-3①	評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	
実施項目 3-3②	評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	
実施項目 3-3③	評議員への情報提供等の充実	
原則 3-4	危機管理体制の確立	
実施項目 3-4①	危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	
実施項目 3-4②	法令遵守のための体制整備	
基本原則 4	透明性・信頼性の確保（情報公開）	11
原則 4-1	教育研究・経営に係る情報公開	
実施項目 4-1①	情報公開推進のための方針の策定	
実施項目 4-1②	ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	

※本学のガバナンス・コードは日本私立大学協会憲章「私立大学版ガバナンス・コード」＜第2版＞に準拠して策定しています。

基本原則 1 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人四徳学園 長野保健医療大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

建学の精神等の基本理念及び教育研究目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダー（学生、保護者、同窓生、教職員等）に対して明確に示し理解を得るとともに、目的達成に向けた教学運営体制を確立し、教育研究活動を推進します。

実施項目 1－1① 建学の精神

（1）建学の精神・理念

学校法人四徳学園（以下「本学園」という。）は、「四徳」（しとく：知恵・勇気・節制・正義）を涵養し、「徳風洽四海」（とくふうしかいにあまねく：知識や技能をすべからく人類愛に基づき世界（四海）に広める気概をもって社会に貢献する。）の精神を基本として豊かな人間性と医療に関する高い知識・技術を備えた人材を養成することを理念とします。

長野保健医療大学（以下、「本学」という。）は、「四徳」を学び、他者に共感し、自己研鑽に励むことにより、「仁心」（じんしん：人を慈しむ心）を醸成・涵養し、保健・医療・福祉の専門職として必要かつ十分な知識と技能である「妙術」（みょうじゅつ：高い知識と技能を備える。）の修得を目指し、生涯にわたり修練と研鑽を重ねる人材の育成を教育理念とします。

（2）建学の精神・理念に基づく人材像

本学は、人口減少・超高齢化社会が進行し、医療パラダイム（物の見方や捉え方）が「cure」（治す。）から「care」（癒す。）、「patient-centered」（患者本位）と進化し、「行政による規制」から「当事者による規制」へ、「発散」から「統合」へと転換が図られ、「健康寿命の延伸」、「健康増進」、「地域包括ケア」、「専門職連携・協働」が次世代の主要な保健・医療・福祉の課題となる今日において、善き社会人として、多様性を尊重し、探求心をもって、地域の多様なニーズに、他の専門職と連携・協働して対応することができ、生涯にわたって自律的に自己研鑽する専門医療職を育成することを使命とします。

(3) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

① 大学の教育目的及び研究目的

本学は、人を慈しむ豊かな人間性と医療に関する高い知識や技能を備える「仁心妙術」の研鑽に励み、本学で得た知識や技能を、すべからく人類愛に基づき世界（四海）に広める気概を持って社会に貢献する「徳風四海に洽（あまねく）」を礎とした教育理念に基づき、有為な医療人としての知識技能、健康な心身と豊かな人間性を併せ持つ人材の教育を目指し、我が国の社会福祉の充実発展に寄与します。

② 大学院保健学研究科の教育目的及び研究目的

本研究科では、地域の健康に関する課題を、科学的かつ包括的に分析し対応できる高度な専門職医療人及び専門職教育者を養成するとともに、保健医療福祉システムを学際的な視点から地域に貢献できる人材を育成することを目的とします。

③ 保健科学部の教育目的及び研究目的

本学の教育理念に基づき、豊かな人間性と広い見識・教養・技術を有する医療人及び教育研究者を育成します。

ア リハビリテーション学科

リハビリテーション分野において、総合的・学際的な高い能力を養うことを念頭に置いた教育・研究を行うとともに、豊かな人間としての基本を兼ね備えたリハビリテーションの専門家を育成します。

イ 理学療法学専攻

理学療法の専門分野において、幅広い知識・技術・応用力を体系的に培う教育研究を行い、高度で専門的な知識を持ち、臨床の場での即戦力と問題解決能力を兼ね備えた理学療法士を育成します。

ウ 作業療法学専攻

作業療法の専門分野において、幅広い知識・技術・応用力を体系的に培う教育研究を行い、高度で専門的な知識を持ち、臨床の場での即戦力と問題解決能力を兼ね備えた作業療法士を育成します。

④ 看護学部 of 教育目的及び研究目的

本学の教育理念に基づき、豊かな人間性と広い見識を持って、地域住民の健康生活をサポートすることのできるケア提供者を育成します。

ア 看護学科

看護の専門分野において、幅広い知識・技術・応用力を体系的に培う教育研究を行い、地域の多様なニーズに対応できる質の高い探求心を持つ看護師・保健師を育成します。

実施項目 1－1 ②「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至るまでの学びの道筋をより具体的に明確に示します。

- ① 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ② 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- ③ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- (2) 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組めます。

実施項目 1－1 ③ 教学組織の権限と役割の明確化

学長の任免は、学長候補者選考規程に基づき、「理事長が任命する」とあり、組織規程において、「学長は、大学を代表し、校務全般を掌理する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、その権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、学則第 1 条に掲げる「徳風四海に洽(あまねく)を礎とした教育理念に基づき、有為な医療人としての知識技能、健康な心身と豊かな人間性を併せ持つ人材の教育を目指し、我が国の社会福祉の充実発展に寄与する。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

- ① 大学に副学長を置くことができるようにしており、組織規程において「副学長は、学長を補佐し、学長の命じるところにより、本学の業務を掌理する学長を補佐し、その命を受けて大学の重要な事項についての校務を掌る。」としています。
- ② 学部長の役割については、組織規程において「学部長は、学長を補佐し、学部を代表し、学部に係る校務を掌理する。」としています。

(3) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については教授会規程に定めています。

ただし、学校教育法第 93 条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

実施項目 1－1 ④ 教職協働体制の確保

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

実施項目 1－1 ⑤ 教職員の資質向上に係る取組の基本方針・年次計画の策定及び推進

(1) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD （*全学の取り組みの総称）

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

(2) ボード・ディベロップメント：BD （*役員に対するディベロップメント）

- ① 自己点検評価委員会は、中期計画に基づく単年度の重点施策を決定し、施策の担当部署が作成する事業改善シートにより PDCA を明示します。
- ② 監事は毎年度策定する監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

(3) ファカルティ・ディベロップメント：FD

- ① 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、FDSD 委員会を設置し、年次計画に基づき取組みを推進します。

(4) スタッフ・ディベロップメント：SD

- ① 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。
- ② SD 推進に係る年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

原則 1－2 中期的な計画の策定と進捗管理

本学がさらに発展・成長していくためには、建学の理念を具現化し、有能な人材を育て、地域社会に貢献する大学として、教職員、学生、卒業生が一体となって切磋琢磨していくことが必要です。

そのため、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対し、実効性のある中期的な計画を示し、進捗管理を行うことによって教育研究の質の向上と、組織運営の強化を図ります。

実施項目 1－2① 中期的な計画の策定方針の明確化及び実効性のある計画の策定

- (1) 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく中期計画を策定します。
- (2) 経営陣と教職員が中期計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。

実施項目 1－2② 計画実現のための進捗管理

- (1) 中期計画の進捗状況、財務状況については、事務局及び自己点検評価委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めます。
- (2) 財政的な裏付けのある中期計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- (3) 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。

基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）

建学の精神に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、高い公共性のもとで、社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダーはもとより、広く社会から信頼され、支えられる存在であり続けるために、公共性と社会性を担保します。また、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に有為な人材を育成することで、社会や地域に貢献し社会課題の解決に努めます。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

社会ニーズに対応しつつ、特色ある教育研究活動や地域課題の解決に資する教育研究等に学園全体で取り組み、そこから得られた多様な成果を社会に還元することで、学園の発展と持続可能な社会づくりに努めます。

実施項目 2－1 ① 社会の要請に応える人材の育成

建学の精神に基づく人材育成とともに、社会や地域の要請に応じた学びの機会を提供するため、同窓会組織等と連携し、時代の要請に応じた生涯学習の場を提供します。

実施項目 2－1 ② 社会貢献・地域連携の推進

本学の「地域で学び、地域を学び、地域で育ち、地域が育つ」教育方針の下、地域に飛び出し、地域とともに行う様々な活動や、行政、各種団体等との相互の連携活動により、大学が持つ社会に貢献する力の向上を目指します。

- (1) 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- (2) 地方自治体、公共団体との連携事業及び産学連携プロジェクトを強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たします。

原則 2－2 多様性への対応

ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

実施項目 2－2 ① 多様性を受容する体制の充実

本学の学生が、卒業後に医療人として社会に貢献するため、様々な人とのかかわりの中で豊かな人間性を育むことができるよう、多様な背景を持つ学生・教職員を受容する学内環境・体制の整備充実に努めます。

- (1) ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。
- (2) 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針をはじめ、多様性への対応を実施します。

実施項目 2－2② 女性の役員等への積極的な登用への配慮

本学が育成を目指す有為な医療人の特性に鑑み、性別によらない人材の採用・育成を行います。また、役員、評議員、管理職等についても、適材適所かつ女性の積極的な登用にも配慮します。

基本原則 3 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

理事会における学校法人の業務に関する意思決定の機動性及び理事の業務執行に関する監督機能の適正性を確保する観点から、理事会の構成・運営方針等を明確にします。

実施項目 3－1① 理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保

（1）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事は、私立学校を経営するに必要な知識または経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより、理事選任機関である評議員会が選任します。
- ② 理事は、監事及び評議員を兼ねることはできません。
- ③ 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ④ 理事長を補佐する理事として、常任(勤)理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- ⑤ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ⑥ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑦ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑧ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑨ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

（2）学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。

実施項目 3－1 ② 理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立

(1) 意思決定の議決機関としての理事会の役割

理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

(2) 理事会の議決事項の明確化等

- ① 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。
- ② 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。
- ③ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

(3) 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

- ① 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。
- ② 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

(4) 学長への権限委任

- ① 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。
- ② 副学長、学部長、センター長を置き、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。
- ③ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

(5) 実効性のある開催

- ① 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。
- ② 審議に必要な時間は十分に確保します。

(6) 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

(7) 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、連帯して責任を負います。

(8) 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。

(9) 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできません。

実施項目 3－1③ 理事への情報提供等の充実

全ての理事に対し、学校法人の適正な運営にあたり必要とされる識見に係る十分な情報提供等、理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

学校法人の管理運営の適正性を確保するうえで、監事及び会計監査人の独立性を高め、組織の重層的チェック体制を構築し、監査機能を強化します。

実施項目 3－2① 監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保

(1) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点重視し、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、評議員会の決議により監事を選任します。
- ② 監事は2名置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(2) 会計監査人の選任

会計監査人は、評議員会の決議によって選任します。

実施項目 3－2② 監事、会計監査人及び監査部門等の連携

(1) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、寄附行為施行細則を作成します。
- ② 監事は、監査の実施について関係者に通知します。
- ③ 監事は、寄附行為施行細則に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(2) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、寄附行為に則り、理事会 その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(3) 会計監査人の責務（役割・職務範囲）について

- ① 会計監査人は、会計監査報告書を作成し、監事及び理事会に提出します。
- ② 会計監査人は、理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができます。

実施項目 3－2③ 監事への情報提供等の充実

(1) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事及び会計監査人による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事機能の強化の観点から、監事相互の密接な連携と情報交換を行います。
- ③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ⑤ その他、監事及び会計監査人の業務を支援するための体制整備に努めます。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

諮問機関としての評議員会機能の実質化及び監督機能の強化を図り、学校法人運営の機動性と安定性を確保する観点から、評議員会の構成・運営方針等を明確にします。

実施項目 3－3① 評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数を超える十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は次に掲げる者とし、評議員会において選任します。
 - ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

実施項目 3－3② 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立

(1) 決議機関としての役割

- ① 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに關する寄附行為の変更
- ② 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
- ③ この法人の合併

(2) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

- ① 重要な資産の処分又は譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成または変更
- ④ 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定または変更
- ⑤ 収益事業に関する重要事項
- ⑥ 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- ⑦ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑧ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑨ その他学校法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（3）評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

（4）評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

実施項目 3－3③ 評議員への情報提供等の充実

（1）学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

（2）評議員に必要な情報を提供し、その内容の充実に努めます。

原則 3－4 危機管理体制の確立

自然災害・事故・事件等の事象によるあらゆるリスク及び危機を未然に防止するとともに、発生時における被害を最小限にとどめるため、実効性のある危機管理体制を確立します。

実施項目 3－4① 危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用

（1）危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制及び事業継続計画の整備に取り組めます。
 - ア 大規模災害
 - イ 事件又は事故（不審者の侵入、盗難・盗撮等）
- ② 災害防止、事件又は事故止対策に取り組めます。
 - ア 防災対策
 - イ 感染症対策
 - ウ 授業継続対策
 - エ 情報セキュリティ対策
 - オ 不審者の侵入対策
 - カ 盗難・盗撮対策

実施項目 3－4② 法令遵守のための体制整備

- (1) 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組みます。
- (2) 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

広く社会からの理解・信頼を得られるよう、自らが行う教育研究活動やそれを支える経営に係る情報について、様々な機会を通じて積極的に公開します。

実施項目 4－1① 情報公開推進のための方針の策定

- (1) 私立大学の社会的責任等
 - ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
 - ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生の保証人、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- (2) 認証評価及び自己点検・評価
 - ① 認証評価

平成 16（2004）年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。
 - ② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCA サイクル）の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、ホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(3) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 条第 2 項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 教育研究上の基本組織
- ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）及び入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- オ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- カ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- キ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- ク 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

② 学校法人に関する情報公表

- ア 寄附行為
- イ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）
- ウ 役員報酬に関する規程
- エ 事業報告書 ※内容例 1) 法人の概要
 - ・ 学校法人の沿革
 - ・ 設置する学校・学部・学科等
 - ・ 役員、評議員の概要2) 事業の概要
 - ・ 主な事業の目的、計画及びその進捗状況
- オ 財産目録、貸借対照表、収支計算書等及び財務の概要
- カ 監事の監査報告書

(3) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 地域連携事業
- イ 公的研究費等の規程
- ウ 自己点検評価報告
- エ 授業評価アンケート結果

実施項目 4－1② ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫

- (1) 公開方法は、インターネットを使った Web 公開に加え、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」や学校便覧、キャンパスガイド等の媒体も活用するほか、学校法人に関する情報については、本館事務室に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- (2) 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにして公開します。
- (3) 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。